



2019年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 代表取締役社長 味岡 桂三  
コード番号 7173 東証第一部  
問 合 せ 先 経営企画部長 澁谷 浩  
(TEL 03-5341-4301)

## 契約行員・パートタイマー向け選択制確定給付企業年金制度の導入について

当社子会社の株式会社きらぼし銀行（頭取 渡邊 壽信、以下「きらぼし銀行」といいます。）は、福利厚生制度拡充の一環として、60歳未満の厚生年金保険被保険者である契約行員・パートタイマー（以下「パートタイマー等」といいます。）を対象に、2020年1月より新たに選択制確定給付企業年金制度を導入することとしたので、下記のとおりお知らせいたします。

パートタイマー等を対象にした独自の企業年金制度の導入は、銀行業界初となります。同業他社にない特色ある本制度の導入により、多様な人材が活躍するダイバーシティの実現への取組みを推進し、より一層質の高い金融サービスを提供することで、お客さまや地域社会の発展に貢献してまいります。

### 記

#### 1. 導入趣旨

きらぼし銀行は「ファーストコールをいただける銀行」を目指すべく、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまから多くの信頼を得るためには、パートタイマー等を含めた全役職員が能力を十分に発揮することができる環境づくりが重要であると認識しています。現行の企業年金制度は正行員のみを対象としていますが、パートタイマー等に対するさらなる福利厚生の充実を図り、きらぼし銀行に長く勤務できる体制を整備することを目的とし、オリックス株式会社との連携により本制度を導入するに至りました。

#### 2. 制度概要

制 度 名	選択制確定給付企業年金
対 象 者	60歳未満の厚生年金保険被保険者でパートタイマー等
導 入 日	2020年1月1日
制 度 内 容	在職中に企業年金として給与または賞与の一部を積み立て、退職時に退職一時金・企業年金として受け取れる制度。

当社グループは、今後とも、全役職員一人ひとりの個性と能力が発揮できる企業グループを目指し、福利厚生制度の拡充によるモチベーションの向上、ダイバーシティの実現等への取組みを積極的に推進してまいります。

以上